

令和 5 年度 第 4 回丹波市農業委員会

定例総会議事録

令和 5 年 7 月 2 5 日

令和５年度 第４回定例総会議事録

１．日 時 令和５年７月２５日 午後１時３０分

２．場 所 丹波市立春日住民センター大会議室

３．出席者

○農業委員 （２３名）

（柏原地域）	１番 亀井 昌一	２番 堀 巧	
（氷上地域）	３番 池田 将徳	４番 荻野 恭敏	５番 兼古 善明
	６番 平松 稔久	７番 福井 脩	８番 山本 浩子
（青垣地域）	９番 足立 篤夫	１０番 足立 年一	１１番 荻野 一喜
（春日地域）	１２番 荻野 隆太郎	１３番 小橋 季敏	１４番 新才 泰則
	１５番 婦木 克則		
（山南地域）	１７番 岸本 好量	１８番 田中 幸治	１９番 野垣 克巳
	２０番 和田 憲治		
（市島地域）	２１番 荒木 嘉信	２２番 荻野 広	２３番 橋本 慶子
	２４番 米田 豊		

○欠席委員 （１名）

１６番 細見 滋樹

○事務局 （３名）

４．議 事

議案第 １ 号 農地法第３条の規定による許可の取消願について

議案第 ２ 号 農地法第３条の規定による許可申請承認について

議案第 ３ 号 農地法第４条の規定による許可申請承認について

議案第 ４ 号 農地法第５条の規定による許可申請承認について

議案第 ５ 号 非農地証明願承認について

議案第 ６ 号 丹波農業振興地域整備計画の変更に係る意見について（別冊）

議案第 ７ 号 地積調査事業における農地の転用事実に関する回答について（別冊）

議案第 ８ 号 農用地利用集積計画の決定について（別冊）

議案第 ９ 号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について（別冊）

報告第 １ 号 農地の一時利用届について

報告第 ２ 号 公共工事の届出について

報告第 ３ 号 農業経営改善計画の認定について（別冊）

５．閉 会

1. 開会

○事務局 本日は、何かと御多用のところ御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまより、令和5年度丹波市農業委員会第4回定例総会を開催いたします。

本日以降の定例総会における議長についてですが、丹波市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、会長が総会の議長となる。ただし、出席委員の過半数の同意がある場合は、出席委員の中から議長を選出することができるとうございます。

このことから、婦木会長職務代理者兼副会長に、議長として、議事の進行をお願いすることにつきまして、皆様にお諮りをさせていただきます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○事務局 ただいま「異議なし」の声を確認しました。皆様の同意を得ましたので、本日以降の定例総会における議長を、婦木会長職務代理者兼副会長をお願いすることを決定します。

それでは、ここから婦木会長職務代理者兼副会長に、進行をお願いします。

○議長 皆さん、御苦労さまでございます。

ただいま議長に選出いただきました婦木と申します。よろしくお願いいたします。

なお、議長とはなりましたが、皆様方と同じようにいろいろな課題がございますので、勉強しながら進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、これから進行をしてまいりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

最初に申しあげておきますが、携帯電話等はマナーモードにするか、電源を切っていただいで、進行の妨げにならないように、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、日程2番、会長挨拶に移ります。

岸本会長より、御挨拶をお願いいたします。

2. 会長あいさつ

○岸本好量会長 (会長あいさつ)

○議長 ありがとうございます。

それでは事務局から、会議の開催について、報告をお願いいたします。

○事務局 本日の定例総会は、議席番号16番の細見滋樹委員から欠席届が提出され、在任委員24名中、出席委員は23名となっています。

農業委員会等に関する法律第27条の規定を満たしておりますので、総会が開催できることをご報告いたします。

3. 議事録署名委員の指名

○議長 それでは、日程3番、議事録署名委員の指名については、丹波市農業委員会総会会議規則第20条の規定により、「議長が指名する」とありますので、指名させていただきます。

本日は、議席番号1番、亀井委員、議席番号2番、堀委員、両委員、よろしくお願いいたします。

なお、本総会の議事録は後日作成しますので、議事録署名委員は、議事録作成後に署名押印をお願いいたします。

次に、議事に入る前に、事務局から、議事参与の制限と個人情報の取扱いについて、再度説明をお願いいたします。

○事務局 (議事参与等について説明)

○議長 今の内容につきまして、御承知おきいただきまして、これから審議の際の発言等、気を配っていただければよろしいかと思います。また慣れない点多いかと思いますので、徐々に慣れていながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、途中でありました詳しい内容の説明等、例えば個人の名前が出るとか、いろんな細かいことがもしあるようでしたら、議長に暫時休憩という形で、そこで細かい発言をすることができますので、そのようなことを頭に置いていただき、進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

その辺につきましては、議長に相談いただければありがたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

4. 議事

～ 議案第1号 許可取消願 番号1番 ～
～ 議案第2号 所有権移転 番号2番 ～

○議長 それでは、日程4番、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号1番、議案第2号、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

関連がありますので、議案第1号の番号1番と議案第2号の番号2番は併議とさせていただきます。氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 失礼いたします。番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号1番は、令和5年5月25日付けで許可を得た案件ですが、許可後、譲渡人、譲受人の双方の思いが一致せず、売買不成立となったということで、今回許可の取消願が出ております。

併せて、5ページ、農地法第3条の番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号2番は、先ほど許可取消願が提出された農地で、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は3ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

この案件は、併議とさせていただいておりますが、まず、第3条の許可がされたものを取り消して、議案第2号の番号2番のように、また改めて、農地の所有権移転の許可を申請するものであります。

併せて、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、また、議案第2号の番号2番につきまして、許可することとしてよろし

いですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番及びに議案第2号の番号2番につきましては、許可すべきものと決定いたします。

～ 議案第2号 所有権移転 番号1番、番号3番～番号20番 ～

○議長 議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。
事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、番号1番、番号3番～番号4番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというものです。図面は9ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。
御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号3番を、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号3番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は10ページに示しております。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号4番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号4番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は11ページに示しています。

図面の「拠点」と書いてある家も購入されると聞いております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。
御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可すべきものと決定いたします。

番号3番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、許可すべきものと決定いたします。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、番号5番～番号7番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号5番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号5番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は12ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認いたしております。

なお、譲受人は、現在県外にお住まいになっております。12ページの地図を見ていただきますと、そこに「拠点」となっておりますところ、ここは両親のお住まいでございまして、休日には、県外からこちらに帰ってこられて、両親と共に農業に従事しておるという状況がございまして、また将来はUターンをして、こちらに帰ってきたいという希望を持たれております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号6番を、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号6番は、農地と宅地をセットで売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は13ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○委員 番号7番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号7番は、農地を売買により取得し、農業経営を拡大したいというもので、図面は14ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

なお、この案件については、誓約書が添付されています。譲受人の所有農地の中に、作業場兼物置が建てられている土地があるために、11月末までに非農地証明願を提出するというものです。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、許可すべきものと決定いたします。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、許可すべきものと決定いたします。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 ちょっと聞きますけど、ここは何を作付されるんですか。

○委員 まず畑の状態にしたいということになってます。作物は決まっております。

○委員 畑の状態にしたい。畑の状態にはなってないんですか。

○委員 草が生えてます。これから畑にしたい。

○議長 よろしいですか。畑の状態に戻して、野菜を作るという。

○委員 そうということです。

○議長 よろしいですか。

ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は許可すべきものと決定いたします。

次に、春日地域の案件につきまして、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号8番～番号14番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号8番につきまして、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号8番は、図面を見ていただきますように、15ページに示しております。今回、古民家と農地を購入し、移住して農業を始めたいというものでございます。

御夫婦で移住されて、以前から興味があつた田舎暮らしを始め、野菜や果樹を栽培したいということでございます。準備もされておられます。要件は満たしてございます。それから不動産売買契約も確認しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要

件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。
御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、番号9番につきましても、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

図面を16ページに示しております。ここにつきましては、新たに農地を購入して、作付をしたいということでございます。作物は野菜等でございます。

この地図の左側に、この方が所有されている土地がございます。ここをこの方は、農業用の資材置場として使用されております。ここにつきましては、1年前に農業委員会で許可を得ております。

そういうことで、この方も前から農業について興味がございまして、申しあげましたように、野菜等を作付したいということでございます。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 続きまして、番号10番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号10番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというものであります。図面は17ページに示しております。

今回の申請地は、買い手は隣接する圃場を現在耕作されており、一方、売り手は市外に転出されております。この売買によって、買い手はより効率的に営農ができると考えられます。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、番号11番を、同じく議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号11番は、農地を売買により取得し、新規に農業をしたいというもので、図面は17ページに示しております。

今回の圃場は、買い手は現在市外に住居を構えておられますが、図面に「拠点」と書かれた家を取得されており、今後移住される予定になっております。

拠点の北側の圃場には、現在栗などが植わっており、再整備して果樹園にされる予定です。

拠点の西側の圃場は、家庭菜園にされる予定です。小さいので、大きな機械は必要ないと思われれます。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号12番につきまして、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

ここにつきましては、18ページの地図で示しております。農地を売買によって取得し、経営拡大をしたいということでございます。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、番号13番につきましても、議席番号〇番の〇〇が説明させていただきます。

番号１３番につきましては、１９ページに地図を示しています。農地を売買によって取得されたいという方でございますが、面積が〇〇平米ということでございまして、この土地につきましては、図面では分かりにくいんですけども、隣の右側の土地と、ちょうどこの〇〇平米が、圃場整備の土地と分断されておりまして、この真ん中に排水路が通っています。今回の〇〇平米につきましては、圃場整備外の土地でございまして、今回この方が家庭菜園として利用されたいということでございます。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号１４番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号１４番は、農地を売買により取得し、家庭菜園をするというもので、図面は２０ページに示しております。

なお、在留資格等の確認をしております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号８番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号８番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号８番は、許可すべきものと決定いたします。

番号９番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号９番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がないようですので、番号９番は、許可すべきものと決定いたします。

番号１０番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１０番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１０番は、許可すべきものと決定いたします。

番号１１番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１１番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１１番は、許可すべきものと決定いたします。

番号１２番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１２番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１２番は、許可すべきものと決定いたします。

番号１３番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 お尋ねしたいんですけど、この図面からいうたら細長いとこ、これ残ったんですか、農地で。何か作られったんですか。

○委員 はい。ここちょうど圃場整備としての、水路で分断されたところで、ちょうど東側が圃場整備区域でございまして、ここだけがちょっと残ったということです。

○委員 改良農地外ですね。

○委員 いや、最初から農地です。

○委員 改良地じゃないんですね。農地を改良する。

○委員 ほんでこの農地につきましては、この横にお名前がありますね。

○委員 この横は宅地。

○委員 取られったんですか。

○委員 この度、買いたいということでございます。この方が。この隣に住宅がございますね。この方が、この農地を買いたいということでございます。ここは自分の土地ではないので、これを買いたいということです。○○平米だけ。

東側は、圃場整備した田んぼになってますけれども、ちょうどこの辺、水路で分断されたような土地がちょっと残ったわけですね。○○平米。

○委員 残った。

○委員 残ったというか、分断されたままやね。少しだけ。

○委員 分かりました。

○委員 そういう土地でございましたので、こちらの方が買って、家庭菜園として活用したいということです。

○議長 よろしいですか。

ほかに質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１３番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１３番は、許可すべきものと決定いたします。

番号１４番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１４番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号１４番は、許可すべきものと決定いたします。

なお、番号１４番につきましては、先ほど春日地域委員会から確認がありましたように、外国人の方が取得される場合は、在留資格等の確認が必要となりますので、今後もこういう案件がございましたら、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、続きまして、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第２号、番号１５番～番号１９番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号１５番を、議席番号○番の○○が説明をします。

番号１５番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は２１ページに示しています。

地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

続きまして、番号１６番、これも議席番号○番の○○が説明します。

番号１６番も農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は２１ページに示しています。

地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

○委員 番号１７番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号１７番は、宅地を購入した際、宅地に隣接した２筆を家庭菜園にするため購入する申請です。地図は２２ページに付けております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

○委員 番号１８番、番号１９番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号１８番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は２３ページに示しております。

地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

ここは、菊を栽培される予定です。

番号１９番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は２４ページに示しております。

地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しており

ます。

地目が畑となっておりますが、これは栗を植えられる予定です。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号15番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 議席番号○番の○○です。

この21ページの地図を見させていただきました。拠点というところがあるんですけども、この方の農作業活動拠点であると思います。この拠点の中で、小さな四角い建物らしきものがあるというふうに見受けられるのでございますけれども、この拠点がどういう形で、拠点として活用されるのか。

○委員 それでは今ありました番号15番の方の、これ拠点でございます。これは今おっしゃるように、小さい物置が建っておりますので、これは処分して、ここに新築をしたいということで、この拠点を用意されております。

で、この方も将来的には移住という形をとられると思います。

○議長 よろしいですか。

○委員 はい。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号15番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号15番は、許可すべきものと決定いたします。

番号16番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号16番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号16番は、許可すべきものと決定いたします。

番号17番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号17番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号17番は、許可すべきものと決定いたします。

番号18番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号18番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号１８番は、許可すべきものと決定いたします。

番号１９番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１９番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１９番は、許可すべきものと決定いたします。

続きまして、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第２号、番号２０番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号２０番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号２０番は、農地を贈与により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は２５ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号２０番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２０番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号２０番は、許可すべきものと決定いたします。

～ 議案第３号 番号１番～番号４番 ～

○議長 議案第３号、農地法第４条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第３号、番号１番、番号２番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告ですが、この番号１番、番号２番につきましては、一体のものとして、併議という形で、取扱いをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号１番、番号２番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号１番、番号２番は、かさ上げによる農地の改良を目的とした一時転用の申請です。図面は２８ページに示しています。

農地区分は、農振農用地となるため、丹波市長から、該当の土地を一時的な利用に供するもので、農地に復元するため、丹波農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないとの意見書が提出されています。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、農地に復元されることも確実であり、農地法第4条第6項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番、番号2番につきまして、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 番号2番のほうは、○○平米のうちの○○平米なんですけども、全部、全面をかさ上げやなしに、この部分的なかさ上げ。

○委員 一斉に造成されますので、はい。同じ高さに。ちょうど今、谷になっているので、同じ高さに、○○平米と○○平米が同じ高さになります。

○議長 補足します。番号2番につきましては、既にかさ上げがされています。法面の部分を今回かさ上げして、一連の農地という意味での、○○平米のうちの○○平米という形になります。最終的には一連一体のものになるという形状になりますので、よろしいでしょうか。

○委員 はい。分かりました。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 この後の活用方法につきまして、確認をしてください。その後、農地に復元された後。

○委員 ミカンの木を植えられるというふうに聞いております。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

○委員 すいません。何のための造成ですか。目的は。

○委員 目的は、これ一体が、かなり造成されて所有されておまして、以前から造成されとったんですけど、前も申請のときに土が無くって、ちょうど期限が切れてしまったために、申請を出し直したいという格好で、聞いております。

○委員 造成地の使用目的は何でしょう。

○委員 事業をされてる、○○をされておりますので、その土砂がなかったために、期限が切れてしまって、再度、申請をし直すということで、今回出ております。で、そこで、ミカンを植えられるということで、聞いております。

○議長 以前までは、その隣まではかさ上げされていて、で、既になすとかが植えられていた。この今回の部分だけが、まだ上がってない箇所でありましたので、これを一体的にかさ上げすることで、一体のものとして果樹を栽培するために、一帯の管理をして、一体のものとして利用するという形の利用目的のために、今回かさ上げをされるという内容であるというふうに考えます。

○○委員。

○委員 番号1番の方と番号2番の方は、申請人が違うんですけども、植えられる、それぞれの方がそういう果樹をされるということですか。

○委員 そうです。そのように聞いております。

○議長 申請人はそれぞれ。

はい、再度。

○委員 土地の所有者が違うので、それぞれ上がっているということですよ。造成されて何か

そういう果樹を植えられる。３年間の短期の経営ということですかね。普通に考えたら長期にそういうことをやられるんじゃないかなと考えるんですけど。

○議長 かさ上げ工事の期間が３年間になります。かさ上げが完了した段階で、果樹を植えられて、農地として利用するということになります。で、その後は、申請人の方の申される果樹をやりますよという形で、今回申請をいただいている。そういうふうに理解していただけたらいいかと思います。

○委員 ３年間で造成しなさいという意味合いですか。

○委員 ということです。

○議長 期限が３年間。

○委員 その使用期間っていうのは、期限はまだ分からないっていうか。

○議長 ３年の間にこういうまず造成をして、その後果樹を植えて、その栽培の計画というものも申請書の中には添付をされているということを確認いただいている。よろしいですか。

○委員 はい、分かりました。

○議長 ほかに、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１番、番号２番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１番、番号２番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

次に、氷上地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第３号、番号３番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号３番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号３番は、かさ上げによる農地改良を目的とした一時転用の申請です。図面は２９ページに示しています。

農地区分は、農振農用地となるため、丹波市長から、該当の土地を一時的な利用に供するもので、農地に復元するため、丹波農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないとの意見書が提出されています。

隣接農地所有者は事業者と同一であり、地元等の同意は得られておりませんが、かさ上げの後、雨水排水の計画図面及び流量計算書も提出されており、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、農地に復元されることも確実であり、農地法第４条第６項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

本件は、地元の同意書が添付されておりませんので、同意書に代えて疎明書が提出されています。疎明書を朗読します。

今回、丹波市氷上町〇〇番外６筆を、農地改良（かさ上げ）を目的とした一時転用の許可申請をするに当たり、以下のとおり地元自治会等（自治会・農会・水利・土地改良区）に対して、

同意意見を求めましたが、同意に至らなかったため、同意書、土地改良区意見書に代えて、この疎明書を提出します。

去年5月に、上記土地の一時転用許可申請をするため、令和4年4月中に、地元の〇〇自治会長宅へ、同意をいただくためにお伺いしましたが、自治会として当該地は昔から調整池として機能を有していると認識しているため、同意ができないとのことでした。

改めて申請地の現地確認を行いました。大雨時に、水が〇〇川からその自治会へ流れ込むのであれば、河川改修設計の問題であり、当該地が調整池の機能を有しているとは思えなかったため、もう一度〇〇自治会長宅へお伺いしましたが、同意いただけませんでした。

その後、別紙のとおり、〇〇弁護士に依頼し、上記の地元自治会・農会・水利・土地改良区との協議をしてまいりました。が、やはり同意はできないとの返答を受け、やむを得ず令和4年度は、許可申請を取りやめました。

今年度になり、再度上記の許可申請をするため、令和5年4月25日に、地元自治会長宅へお伺いし、経緯説明及び同意を求めましたが、関係書類等を受理していただかず、同意はいただけませんでした。令和5年5月5日付けで、農地転用許可申請書を丹波市農業委員会事務局に提出しました。

提出後に、5月11日付けで、〇〇自治会長側から、同意できない旨の回答書が提出されましたが、翌日5月12日に〇〇自治会長から電話があり、5月27日に役員会を開き、本申請に係る協議を行うため、一旦申請を待つてほしいとの旨、連絡を受け、その内容を承諾し、申請を取り下げました。

協議の結果、事業の内容について説明をしてほしいとのことでしたが、説明会は開かず、書面でのやりとりをしました。

自治会からは、同意を拒否する理由と、事業の疑問点を列記した書面の提出があり、5月11日付けでの提出があった回答書の添付書類として、取扱いしてほしい旨の内容があったため、本申請における自治会同意及び土地改良区に係る意見はいただけないものと判断しました。

という疎明書が添付されております。私、担当委員として、疎明書の内容を確認し、自治会長のもとへ訪れ、少しでも寄り添って、自治会の意向などをまとめ、協定書を出されてはと提案もしましたが、それ以降に動きが見られず、この申請書の添付申請を受け取らざるを得ないと判断しています。

今現在、この場所には、オリーブが植えられており、そのオリーブを2.8メートルまでかさ上げをする必要はないのではないかと、自治会からの意見書があったんですが、栽培している側としましては、水はけが悪い環境ではオリーブは生育が難しい。で、この土地はもともと田んぼであり、周囲の高さが2.8メートルの堤防で囲まれており、大雨が降り続いた後など、雨水が溜まるなどするため、現状ではオリーブ栽培が適していないということで、盛土をし、かさ上げをし、水はけを改善することが不可欠であるということで、申請が上がっております。

以上です。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

この案件につきましては、大規模案件ということで、隣接する柏原地域委員長に立会いをお願いしていますので、確認報告をお願いいたします。

○委員 7月19日に、三役、それから地元委員、私で、現地を確認しました。今説明があった

ことと重複するんですが、農振農用地の7筆の田、〇〇平米で、現在オリーブ栽培をされておりますが、水害を回避するため、2.8メートルの盛土、かさ上げをしたいというものです。

かさ上げ後の雨水排水についても、基準に基づき流量計算をされ、2か所から排水溝で放流をされるという計画のようです。

なお、隣接農地については、南側と北側にありますが、いずれも申請者が所有しております。このかさ上げによる周辺農地への支障はないものと思われます。

以上です。

○議長 ただいま、柏原地域委員長からの確認報告が終わりました。

番号3番につきまして、質問、意見等はございませんか。

○委員 同意書が取れへんから疎明書ということですか。ということは、その施主が自治会、同意ができないと言って、話し合いをして、今後問題があったときには、こちらですぐに解決しますってというような話し合いはされとるんですか。疎明書があるということは。ただ自分がこう言うたけどあかんかった、こう言うたけどあかなんだいう疎明書では、同意に代わらへん。

○議長 疎明書の内容につきましては、先に報告があったかもしれませんが、その辺に絞って、再度氷上地域委員会から確認報告をしてください。

○委員 昨年度に一度申請するにあたり、地元で同意願を提出されましたが、自治会からは一切同意できないということで、返答がありました。それで一回は取り下げられました。

今年度になってから、もう一度同じ内容の申請書が出てきました。そのときに事業者は、地元の自治会長宅へ書類を持って行って同意をお願いに行かれたんですが、自治会長は内容等確認せず書類も受け取らずに、返されたということでした。私はどうなのかという思いもあり、自治会長のところへ行き、申請内容を確認されていませんがどうしてですか。確認ぐらいはされてはどうですかとお伝えしました。その後、自治会長は申請者側に書類の中身を確認させて欲しいとお願いし、確認されたそうです。が、やはり同意はできないとのことでした。

以上です。

○議長 再度。〇〇委員。

○委員 ちょっと私の記憶違いかもしれんのやけど、申請地の下に堆肥置場ありますね。これも疎明書やなかったんか、確か。これ同じ事業者ですか。

○委員 一緒です。

○委員 それは苦情とかは、何か出てないの。

○委員 ないです。

○委員 ほんなら問題はないんやね。地元としては。

○委員 したとしても問題はないと思います。

○議長 よろしいですか。

氷上地域委員会から説明があったとおりです。

ほかに何か質問、意見等はございませんか。

はい、〇〇委員。

○委員 ちょっとすいません。ちょっと確認させてください。水はけ関係ですね。それについては特に、下に対する問題はないんですかね。かさ上げすることによって。排水関係ですね。

○委員 排水等の設計図等も持って、現地で確認したけれども、きちっと排水されていますので、ほかの農地に支障はないと。

○委員 支障はないと。

○委員 はい、確認しました。

○委員 はい、ありがとうございます。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

なお、この番号3番の件について、氷上地域委員会として今後継続的に監視なり、地元自治会に助言等していただきながら、双方問題のないように進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号4番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号4番について、議席番号〇番の〇〇が説明をさせていただきます。

この案件につきましては、ご覧のとおり営農型太陽光発電ということでございます。この中に、面積のうち〇〇平米、〇〇平米ということで、その太陽光発電の基礎部分が占めとることとでございます。

この土地につきましては、過去の3年間、シイタケ栽培をされておられます。数量は約1反、10アール未満のところでございますけれども、約650本の原木をセットされておられます。ここにつきましても、収穫が1年目、2年目、3年目に何とか収穫ができたということでございますけれども、まだなかなか実際問題、収穫量が計画量に達成しておりませんが、これにつきまして、春日地域委員会に、この申請人に臨席していただきました。そして申請人から十分に、農業委員さん、推進委員さんの前で説明をしていただきました。

この方は、今住んでおられるのは県外でございますけれども、ここの土地につきましては、いわゆる自分の親から譲り受け、圃場整備された農地を何とかしたいということで、考えられた中で、ソーラーシェアリングをやりながら、シイタケの栽培をしたいということで、やってこられました。

特に、自分だけじゃなくて、いろんな方から、援助作業を受けまして、やってこられておられます。この方も今後とも、何とかそれなりの収穫量を満たすためにも、新しいものを設置しながら、何とかやっていきたいということになりました。このことに関しては、強い意欲を持たれているものと思っております。

この隣接する農地につきましても、特に隣接所有者とか、それから地元等の同意も得られてございます。そして特にこれをすることによって、周囲の営農に支障はないと思われます。

それと、もう1つ、シイタケ栽培に関しても、ほかの栽培農家などからいろんな意見をいただいて、そして指導をいただいております旨もご報告いただいております。

以上でございまして、今後とも一生懸命やっていきたいということのお考えを春日地域委員

会もお聞かせいただいております。

以上でございまして、すいません。図面につきましても、ちょっと申し遅れましたけど、30ページにございます。10アールほどの農地でございまして、西側につきましても、ここも営農型太陽光発電をほかの方がされておられます。

そういう状況でございますので、今後とも農地を守っていきたいということでございます。

以上です。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

これは、営農型太陽光発電事業ということになりますので、その旨、内容につきまして、事務局のほうから説明をさせていただきます。

○事務局 （営農型太陽光発電設備について説明）

○議長 ただいまの事務局からの「営農型太陽光発電設備について」という内容を踏まえまして、番号4番につきまして、春日地域委員会から確認報告をいただきました。

内容につきまして、質問、意見等ございませんか。

○○委員。

○委員 ちょっと教えてほしいんですけど、営農型、この上にずっとあるんやけど、この自己資金って何ですか。

○議長 春日地域委員会。

○委員 資金計画書もちゃんといただいております。これでいけるということです。

○議長 事務局から再度。

○事務局 事務局でございまして。

議案書の番号4番、自己資金のところのお話かと思えます。最初の資料でも説明しましたとおり、今回は再許可の申請ということでございますので、設備自体はもう既に設置をされています。現況地目は畑と雑種地で、整理をさせていただきます。

備考のところにあります事業費でございしますが、万が一の場合の撤去費用ということで、見積書が提出され、それに対する資金の確認が取れているということでございます。

以上です。

○委員 分かりました。

○議長 よろしいですか。

そのほか、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号4番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

なお、市内の営農型太陽光発電設備の設置状況につきまして、事務局から再度、説明をお願いいたします。

○事務局 （営農型太陽光発電設備の状況について報告）

○議長 市内の設置状況の説明につきましては、今の報告のとおりでございまして。毎年報告書なりが出てまいりますので、該当の地域委員会では、その状況につきまして、常に把握をしてい

きながら、確認し続けていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ここで一旦休憩します。

(休憩)

(再開)

○議長 それでは、会議を再開いたします。

～ 議案第4号 所有権移転 番号1番～番号13番 ～

～ 議案第4号 賃貸借権 番号1番 ～

～ 議案第4号 賃貸借権・一時転用 番号1番 ～

○議長 議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号1番～番号3番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

番号2番、番号3番につきましては一体のものでありますので、併議とさせていただきます。

それでは氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、売買により露天駐車場として利用するための申請で、図面は、35ページに示しています。

申請地の農地区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40パーセントを超えているため、第3種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われまゝす。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いづれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

○委員 番号2番、番号3番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号2番、番号3番は、売買により、社員寮と露天駐車場として利用するための申請です。

図面は、36ページに示しています。

申請地の農地区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40パーセントを超えているため、第3種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われまゝす。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いづれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

いづれの案件も、街区という概念が出ております。農地区分の判定が第3種農地ということになるわけですが、街区の取り方等につきまして、事務局から説明をさせまゝすので、お願ひし

ます。

○事務局 （農地区分について説明）

○議長 街区の第3種農地の判断につきましては、今事務局の説明のとおりでございますので、参考をお願いします。

それでは、氷上地域委員会から確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号2番、番号3番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番、番号3番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号2番、番号3番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続きまして、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号4番～番号6番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号4番、番号5番、番号6番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号4番、番号5番、番号6番は、売買により、太陽光発電設備として利用するための申請でございます。図面は37ページに示しています。

申請地の農地区分は、農業公共投資等の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第2種農地と判断されると考えております。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

なお、この案件については、市との開発指導要綱事前協議が終わっております。また地元との協定書の関係についても、事業者のほうから提案された内容を、24日に地元自治会の役員会が開かれまして、おおむねその内容で協定書を取り交わすという方向でございます。

37ページの地図の左から1号地、2号地、3号地というふうにしまして、それぞれ1号地のほうが〇〇枚、それから2号地のほうが、〇〇枚、それから3号地のほうが、〇〇枚という計画でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

次に、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号7番、番号8番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

番号7番、番号8番につきましては、一体開発ですので、併議とさせていただきます。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号7番、番号8番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号7番、番号8番は、農地を売買により、太陽光発電設備として利用するための申請です。

図面は、38ページに示しております。

申請地の農地区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40パーセントを超えているため、第3種農地として判断されると考えます。

この案件については、隣接所有者1名の同意が得られておりませんので、疎明書が添付されております。

その同意書を取れていないのが、地図で言えば上側ですね。地図の上側が、今度申請されている土地の上側になります。ここの圃場の持ち主の同意が取れておりません。その疎明書の内容を、説明させていただきます。

地図でいうこの上側の所有者、御本人は既に亡くなれております。御家族等の方と交渉しましたが、次の理由により同意が得られないということです。

御家族や自治会長の話によると、過去に今回の申請地、図面で言いますと2筆あるんですけ

ども、変形の四角形になるんですね。変形の四角形の所有者と、この下、地図でいう上側の所有者の間で、いろいろトラブルが出ておりました。両者の間で結構もめてはったということで、御家族としても遺言みたいな形で、同意書には判がつけないということになっております。いろいろこの壁面を勝手に作られたとか、排水に影響が出たとか、いろいろ問題があったと聞いております。

この件につきましては、ほかの隣接所有者、自治会、水利組合、農会の同意は得られております。先ほど申しましたように、同意をしないというのが感情的なものであり、所有地の営農には問題がないことから、周辺農地の営農への支障はないと思われます。

またこの隣接農地は、数年前から自己保全のみ、作付されておられません。

転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号7番、番号8番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番、番号8番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号7番、番号8番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続きまして、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号9番～番号13番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

番号9番、番号10番につきましては、一体開発ですので併議とさせていただきます。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号9番と番号10番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号9番と番号10番は、売買により一般住宅及び露天駐車場として利用するための申請です。図面は39ページに示しています。

申請地の農地区分は、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域にあつて、かつおおむね500メートル以内に教育施設、医療施設が存在するため、第3種農地と判断されと考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号に該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、番号11番を、同じく議席番号○番の○○が説明します。

番号11番は、売買により、一般住宅及び露天駐車場として利用するためのものです。図面は40ページに示しています。

申請地の農地区分は、土地改良事業等の施行区域内の農地であるため、第1種農地と判断さ

れると考えますが、転用目的が集落に接続して設置される日常生活上必要な施設のため、第1種農地の例外的許可事由に該当すると考えられます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号に該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号12番、番号13番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号12番は、農地を売買により取得し、一般住宅を建設するための申請です。図面は41ページです。

農地区分は、住宅等が連たんする地域に近接し、農地の集団規模が10ヘクタール未満のため、第2種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

なお、面積は〇〇平米で、ちょっと大きいと思いますが、畦畔、図面の西側の畦畔が1メートル半ほどあるため、実際の面積は〇〇平米となっております。

番号13番は、農地を売買により取得し、太陽光発電設備を建設するための申請です。地図は42ページです。

農地区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が、街区の面積が3万4,173平米、宅地の面積が1万6,411平米で、56.8パーセントあるため、40パーセントを超えています。それにより、第3種農地と判断されると考えます。

地元等は同意が得られておるんですが、隣接所有者の同意が得られておりませんので、疎明書が添付されております。

また、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しておりますが、疎明書の朗読をさせていただきます。

申請人の疎明書で、今般上記土地に対し、農地法第5条許可申請をするにつき、隣接農地所有者の転用同意が添付できません。これは共有者のうち、お一人が既に亡くなられ、相続が生じており、相続人の方々は、相続放棄手続をされている関係上、本件隣接同意書に押印された際、万が一にも債務を承認したという結果になるのではないかと心配されているということが理由です。

登記名義人のうち、本件申請地の一番近くで生活されている方と、令和5年3月30日及び31日にお話をしましたところ、本件申請により太陽光発電設備を設置したとしても、共有者一同何ら不都合はなく、転用申請に反対する理由はないという意思を確認しました。また、本件申請をする直前の7月4日には、最終意思を確認するため、電話をかけましたが、お出になりませんでした。同じ話を何度も聞くのを遠慮されたのではないかと推察します。

つきましては、隣接土地所有者は、本件転用事業に反対される意思がないことを明確に示されており、現況も休耕田が草まみれの状態で、影響を与えることはないと考えますので、隣接農地所有者の同意に代え、疎明書を提出します。

地域委員会としても、7月11日、本人、隣接農地の方に確認しましたが、やはり債務が生

じるのを心配されて、判は押さないということでした。

よろしくお願いします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号9番、番号10番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号9番、番号10番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号9番、番号10番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号11番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号11番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号11番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号12番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号12番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号12番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号13番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号13番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号13番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

なお、今回の案件で、疎明書っていうのが何回か出てきました。あと先ほど4条のところにもあったんですが、疎明書の内容につきまして、各農業委員は、疎明書を確認するという作業をしていただきますので、その結果について、先ほどの〇〇委員のように報告をいただくということで、お願いしたいと思います。

疎明書につきましては、そのような取扱いとしますので、よろしくお願いします。

議案第4号、農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、賃貸借権、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、借受人が、自治会公民館来館者用の露天駐車場として使用するため、申請者間での賃貸借権を設定する申請です。図面は、44ページに示しています。

申請地の農地区分は、500メートル以内に〇〇（鉄道の駅）があるため、第2種農地と判断され则认为します。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。賃貸借契約書も添付されております。

また、当該地は、令和5年4月13日付けで、農振農用地から除外された土地です。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定・一時転用許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、賃貸借権・一時転用許可、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、水道工事のための露天資材置場と露天駐車場として利用するための、一時転用申請です。

農地区分は、農振農用地となるため、丹波市長から、当該土地を一時的な利用に供するもので、農地に復元するため、丹波農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないとの意見書が提出されております。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、農地に復元されることも確実であり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

よろしくお願いします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

～ 議案第5号 番号1番～番号7番 ～

○議長 議案第5号、非農地証明願承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第5号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は51ページに示しています。

7月13日に確認したところ、現地はごみステーションと広場となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和35年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第5号、番号2番～番号4番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号2番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は52ページに示しています。

7月13日に確認したところ、現地は露天資材置場となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成8年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号3番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号3番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は53ページに示しています。

7月13日に確認したところ、現地は倉庫となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成3年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会として証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号4番を、議席番号〇番を〇〇が説明いたします。

番号4番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は54、55ページに示しています。

7月13日に確認いたしましたところ、現地は土砂置場、住宅・車庫、公民館用地、その他山林という状況になっております。周辺の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成5年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

55ページの地図を見ていただきましたら、この55ページの地図で一番右側が公民館ということになっておって、その次のところが、住宅。それから住宅に引き続いて、その左側に向かい合うのが、これが土砂置場ということで、後は54ページ、55ページのそのほかのところも、山林の状態になります。

以上、よろしくお願いします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

続きまして、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第5号、番号5番、番号6番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号5番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号5番につきましては、地目変更のための非農地証明願です。図面は、15ページに示しております。

7月14日の地域委員会で現地を確認したところ、現地は住宅跡、それから露天駐車場となっており、農地への復旧が困難で、周囲の状況から見ても、非農地と判断しても特段に影響がないものと思われます。

また、農地でなくなった時期は、昭和60年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)の(ウ)に該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

引き続きまして、番号6番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号6番も、地目変更のための非農地証明願です。図面は56ページに示しております。

7月14日の地域委員会で現地を確認したところ、現地は作業場が建っており、農地への復旧は困難で、周囲の状況から見ても、非農地と判断しても特段に影響がないものと思われます。

また、農地でなくなった時期は、平成8年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会として証明することに、問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

続きまして、山南地域の案件について、事務局説明をお願いいたします。

○事務局 議案第5号、番号7番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号7番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号7番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は57ページに示しております。

7月12日に現地を確認いたしましたところ、現地は倉庫敷地となっておりまして、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成14年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

～ 議案第6号 ～

○議長 議案第6号、丹波農業振興地域整備計画変更に係る意見についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第6号朗読

○議長 農振の除外につきましては、農林振興課から説明を受けまして、皆さんで確認をしていきたいということで、よろしくお願いいたします。

地域ごとの提案を受けまして、地域ごとに確認をしていただきまして、皆さんで審議をするということで、よろしくお願いいたします。

それでは、柏原地域の案件について、農林振興課から説明をお願いします。

○農林振興課 議案第6号、番号1番朗読

○議長 柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、申出者が新たに露天資材置場と露天駐車場を確保しようとするものです。

現地を確認したところ、申出地の除外後の農地区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40パーセントを超えているため、第3種農地と判断されと考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られており、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農用地区域から除外されることに問題はないと考えます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告がありました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番における丹波農業振興地域整備計画の変更に係る意見について照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番につきましては、照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

続きまして、氷上地域の案件につきまして、農林振興課から説明をお願いします。

○農林振興課 議案第6号、番号2番、番号3番朗読

○議長 氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号2番は、申出者が集落内で防火水槽を建設しようとするもので、現地を確認したところ、申出地の除外後の農地区分は、農業公共投資等の対象となっていない生産性の低い農地のため、第2種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られており、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農用地区域から除外されることに、問題はないと考えられます。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号3番につきまして、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号3番は、申出者が事業所を移転することに伴い、その周辺に露天駐車場を確保するものです。

現地を確認したところ、申出地の除外後の農地区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40パーセントを超えているため、第3種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られており、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農用地区域から除外されることに問題はないと考えられます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

○委員 番号2番なんですけども、これは防火水槽の敷地の、ちょっとだけ分筆されて、残地はそのまま農地で残されるんですか。それとも全部外して、分筆される。どちらですか。

○農林振興課 防火水槽用地のみです。分筆されまして、残地は農地として活用されます。

○議長 よろしいですか。

ほかに、番号2番及び番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、番号2番、番号3番における丹波農業振興地域整備計画の変更に係る意見について照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番、番号3番は、照会のとおり決定することに、異議

がないと回答いたします。

それでは続きまして、春日地域の案件について、農林振興課から説明をお願いします。

○農林振興課 議案第6号、番号4番～番号7番朗読

○議長 春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号4番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号4番につきましては、集落内で新たに露天中古車販売展示場及び露天駐車場として利用するものであります。

現地を確認したところ、申出地の農地区分は、住宅等が連たんする地域に近接し、農地の集団規模が10アール未満のため、第2種農地と考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られており、周辺農地の営農への支障はないものと考えられます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農用地区域から除外されることに問題はないと考えられます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

引き続きまして、番号5番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号5番につきましては、これは携帯電話基地局の設置に伴う除外案件でございます。これにつきましては、無線基地局設置分のみを除外するというもので、特に問題がないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

引き続き、番号6番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号6番は、申出者が新たに集落の児童公園として利用するものでございます。

現地を確認したところ、申出地の農地区分は、街区の面積に占める宅地の割合が40パーセントを超えるために、第3種農地と考えます。

ここに書かれてあるとおり、地元自治会、公民館の隣接であり、最近自動車整備工場などができ、交通量も年々増え、安全な遊び場の確保が急務でございます。地元自治会からも要望をお聞きしております。

隣接所有者、地元等の同意も得られており、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農用地区域から除外されることには問題はないと考えられます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

引き続き、番号7番につきましては、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号7番につきましては、申出者が新たに両親の住む住宅に隣接して、一般住宅を建設しようとするものでございます。

現地を確認したところ、申出地の農地区分は、住宅等が連たんする地域に近接し、かつ農地の集団規模が10ヘクタール未満のものということで、第2種農地と考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られており、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農用地区域から除外されることに問題はないと考えます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告をいただきました。

質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 これ番号6番ですけど、もう広場になってるんじゃないの。

○議長 春日地域委員会から、現地の状況につきまして。

○委員 現地の状況でございますが、再度見ていただいたらありがたいですけども、48ページですね。②と書いてあるところが、これが公園の用地でございます。この下側というんですか。こちらに道路がありまして、車が通ったりしております。

それから下、赤横線を引いてある分につきましては、これが公民館でございます。公民館前の広場が遊び場みたいになっておりましたけど、やはり地元の要望としては、何とかこの②と書いてますこの広い場所に公園を作りたいということでございまして、その除外をしていただきたいということでございます。

○議長 担当委員の回答した内容について、おそらく質問の意図した内容とずれていると思います。質問は現地が写真で見るともう広場のようになっているんじゃないかということだと思うんですが、それについて、農地性があるのかどうかを報告して下さい。

○委員 はい。これにつきましては、現地を見ましたら、これちょっと古い写真でございます。はっきり言うて。ここに果樹が植わつ々々と思えます。前から下に黒いシートがございまして、ここに前から果樹が植わっております。現況は果樹が植わってます。主に栗とかそういうのが、今現状で植わってます。

○議長 現地につきましては、栗などが10本ぐらい植わっております、緑色の芽を出して、今はもう緑の状態にはなっています。地域委員会としては確認しています。

ほかに質問等はございませんか。

○○委員。

○委員 すいません。先ほどと同じなんですけど、番号5番ですが、番号2番と同じく必要な用地だけ分筆されると思うんですけど、先ほどちょっと言い間違えたんですけど、残った残地は、農地というんじゃなくて、農振地域のまま残されるんですか。同時に外されるんですか。

○議長 番号5番につきまして。

○委員 番号5番につきまして、これだけが分筆されます。

○委員 残った分は、全部除外されるんですか。

○委員 いやいや、その部分だけが除外される。その部分だけ移して除外される。

○委員 番号2番も同じと理解していいですか。

○議長 はい。

○委員 分かりました。すいません。

○議長 事務局から携帯基地局の場合などを含めて説明をします。

○事務局 (除外要件整理票について説明)

○議長 このように整理をしておりますので、参考にお願いいたします。

番号4番から番号7番について、ほかに質問等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番、番号5番、番号6番、番号7番における丹波農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号4番、番号5番、番号6番、番号7番につきましては、照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

続きまして、山南地域の案件について、農林振興課から説明をお願いします。

○農林振興課 議案第6号、番号8番、番号9番朗読

○議長 山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号8番を、議席番号〇番の〇〇が説明させていただきます。

番号8番は、申出者が実家の隣に新たに住宅を建築しようとするものです。

現地を確認したところ、申出地の除外後の農地区分は、農業公共投資等の対象となっていない生産性の低い小集団の農地のため、第2種農地に該当すると考えられます。

隣接所有者、地元等の同意も得られており、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農用地区域から除外されることに、問題はないと考えられます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号9番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号9番は、集落内に新たに露天駐車場を確保するというものです。地図は、75ページに示しているとおりです。

現地を確認しましたところ、申出地の除外後の農地区分は、10ヘクタール以上の集団の農地に囲まれているため、第1種農地と判断されると考えますが、転用事由が、集落に接続して設置される日常生活上必要な施設のため、第1種農地の例外的許可事由に該当すると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られており、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農用地区域から除外されることに、問題はないと考えます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告がありました。

質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番、番号9番における丹波農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、山南地域における農業振興地域整備計画変更に係る意見について、照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

続きまして、市島地域の案件について、農林振興課から説明をお願いします。

○農林振興課 議案第6号、番号10番朗読

○議長 市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号10番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号10番は、申出者が集落内に新たに一般住宅を建設しようとするものです。

現地を確認したところ、申出地の除外後の農地区分は、○○（公共施設）から300メートル以内にあり、第3種農地と考えられます。

隣接所有者、地元等の同意も得られており、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農用地区域から除外されることに、問題はないと考えられます。

なお、申請地の③番の下に、赤の横線が、ここが両親の住宅となっています。

よろしくお願いいたします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告がありました。

番号10番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号10番における丹波農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、市島地域における丹波農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

それでは、本日の分につきましては、番号1番から番号10番につきまして、全て照会どおり決定することに、異議がないと回答することといたします。

○農林振興課 失礼いたします。

～ 議案第7号 ～

○議長 議案第7号、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第7号朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号○番の○○が報告します。

番号1番、別冊議案書の1ページから6ページまで、計110筆について確認しましたが、照会のあったところにつきましては、認定地目として書かれている内容であり、全て照会どおりであることを確認しております。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

議案第7号、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について、照会のとおり取扱うことに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、議案第7号、地籍調査事業における農地の転用事実について、照会のとおり取扱うことに、異議がないと回答いたします。

～ 議案第8号 ～

○議長 議案第8号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第8号朗読

○議長 柏原地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番を、7月14日の柏原地域委員会において確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

柏原地域における農用地利用集積計画の決定について、照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、柏原地域における農用地利用集積計画の決定について、照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

次に、氷上地域ですが、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号2番から番号10番まで、7月13日の氷上地域委員会におきまして確認をいたしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

氷上地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、

異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、氷上地域における農用地利用集積計画の決定について、照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 次に、青垣地域委員会から順番に確認報告をお願いいたします。

○委員 番号１１番について、７月１３日の青垣地域委員会において確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事するなど、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○委員 番号１２番から番号２０番について、７月１４日の春日地域委員会において確認しましたが、この中で、番号１９番です。これは先月出されてましたけども、この方は春日地域におきましても、昨年度から田んぼの周りの草刈りが大分滞っているということで、それについての計画を、前回から問題視されておりましたので、今回、春日地域委員会に来ていただいて、その計画性をお聞きしました。

今後とも計画性をもって、管理していくということでございます。特に土手の草刈りとか途中で放っておりましたので、春日地域におきましてもしっかり管理していただくということでございます。

それから、氷上地域でも管理が滞っておるということで聞いておりましたので、こちらもそれにつれて滞るんやろうということでございますので、それについても、しっかり管理していくと言っていました。

それで、番号１２番から番号２０番まででございますが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はございません。

○委員 それでは、番号２１番、番号２２番を、７月１２日の山南地域委員会において確認しましたが、両農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事するなど、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○委員 番号２３番から番号３１番まで、７月１２日の市島地域委員会において確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。番号３１番は〇〇の方ですが、昨年度この近くで利用権設定されておまして、今市島地域の大規模農家と連携をしてされていますので、別に問題がないと思います。

○議長 各地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

青垣、春日、山南、市島地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとお

り決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、青垣、春日、山南、市島地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

～ 議案第 9 号 ～

○議長 議案第 9 号、農用地利用集積等促進計画に係る意見についてを議題といたします。
事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第 9 号朗読

○議長 青垣地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号 1 番から番号 2 番までについて、7 月 13 日の青垣地域委員会において確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事するなど、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 質問、意見等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決を取ります。

丹波市内における農用地利用集積等促進計画につきまして、照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、議案第 9 号、農用地利用集積等促進計画に係る意見について、照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

～ 報告第 1 号 ～

○議長 報告第 1 号、農地の一時利用届についてを議題といたします。
事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第 1 号、番号 1 番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から補足することはございませんか。

○委員 ございません。

○議長 質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第 1 号、農地の一時利用届について、御承知おきください。

～ 報告第 2 号 ～

○議長 報告第 2 号、公共工事の届出についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第2号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から補足することはございませんか。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が補足説明します。

番号1番は、市道〇〇線で、図面67ページに示しておりますとおり、路肩の崩壊により、車の通行に支障が生じているため、市道の改修工事をされるものであり、特に意見はございません。

○議長 質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第2号、公共工事の届出について、御承知おきください。

～ 報告第3号 ～

○議長 報告第3号、農業経営改善計画の認定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第3号朗読

○議長 質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 今回の認定を受けて、79経営体のうち法人が何経営体か分かりますか。

○事務局 分かりません。

○議長 ほか、何か質問等はございませんか。

ないようですので、報告第3号、農業経営改善計画の認定について、御承知おきください。

これで、全ての議案が終わりましたが、せっかくの機会ですので、何か質問、意見等ございましたら。

ないようでしたら、事務局。

○事務局 (事務連絡)

○議長 副本につきましては、この場で返却をお願いします。

本日、初めて総会に臨まれた方が多数いらっしゃるんですけども、このような形で、総会は進んでいきますので、それぞれ今日発言された方も、されなかった方も、このような形で進むということで御承知おきいただきまして、次回からもさらに精度の高い議論をしていただいで、原則として全会一致で進めてまいりますので、よろしくお願いしたいと思います。

また、今後ともお世話になりますが、よろしくお願いいたしまして、本日の総会はこれをもって終了とさせていただきます。

御苦労さまでした。

会議の顛末に相違ないことを認め、署名いたします。

令和5年7月25日

議 長 _____ ㊟

議事録署名委員（ 1 番委員） _____ ㊟

議事録署名委員（ 2 番委員） _____ ㊟